

令和2年度

集団指導資料

看護小規模多機能型居宅介護

久留米市健康福祉部介護保険課

看護小規模多機能型居宅介護

目 次

指定基準

第I 基本方針	• • • • 1
第II 人員基準	• • • • 1
第III 設備基準	• • • • 3
第IV 運営基準	• • • • 4
第V 変更の届出等	• • • • 10

介護給付費の算定及び取扱い

第I 認知症介護研修の受講及び指定地域密着型サービスの介護報酬の通則	• • • • 13
第II 基本報酬	• • • • 19
第III 加算減算等	• • • • 23
別紙 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について	• • • • 45

看護小規模多機能型居宅介護

(指定基準)

- ①「久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」
(H24年久留米市条例第41号)
- ②「久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則」
(H25年久留米市規則第17号)
- ③「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(H18.3.31老計発第0331004号)

I 基本方針

根拠条文

1	基本方針	指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、指定居宅サービス等基準第65条に規定する訪問看護の基本方針及び指定地域密着型サービス等基準第83条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。 ※訪問看護の基本方針 指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	条例第193条
	※小規模多機能型居宅介護の基本方針 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。		

II 人員基準

2	従業者の員数 (テラト型 以外)	【看護小規模多機能型居宅介護従業者】 夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置。 訪問サービスについては、その提供に当たる従業者2以上配置。	条例第194条 条例施行規則第4条		
	※例えば通いの利用者が15名の場合、日中の時間帯を午前6時から午後9時までの15時間、常勤の職員の勤務時間を8時間とした場合、日中の15時間の間に、8時間×5人=40時間分のサービス提供がされる必要がある。それに加え、日中については、常勤換算方法で2名以上に訪問サービスの提供を行わせることが必要となる。				
	夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直1以上を配置。				
	宿直又は夜勤従業者は必ずしも看護職員である必要はないが、電話等による連絡体制を整備していること。				
	※宿直職員は、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。				
	従業者のうち1以上の者は常勤の保健師又は看護師。				
	従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)				
通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員。					
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に以下の施設等が併設されている場合に、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と当該施設等双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、併設施設等の職務に従事することができる。 ①指定認知症対応型共同生活介護事業所 ②指定地域密着型特定施設 ③指定地域密着型介護老人福祉施設 ④指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。) ⑤介護医療院					

	<p>指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、看護職員を常勤換算方法で2.5以上配置されていることで双方の基準を満たすとみなすことができる。</p> <p>ただし、これに加えて指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員を配置しなければならない。</p> <p>【介護支援専門員】 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前述①から⑤に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること。 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」</p>	
(サテライト型)	<p>[事業者] 指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について、3年以上の経験を有すること。</p> <p>[本体事業所]</p> <p>①本体事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、緊急時訪問看護加算の届出をしており適切な看護サービスを提供できる当該事業所に対する支援機能を有する事業所）は、事業開始以降1年以上の本体事業所としての実績を有すること。</p> <p>②本体事業所の登録者数が、登録定員の100分の70を超えたことがあること。</p> <p>③本体事業所との密接な連携を確保できるよう、本体事業所との距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。</p> <p>④本体事業所1か所につき、サテライト事業所は2か所以内とすること。</p> <p>[看護小規模多機能型居宅介護従業者] 夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置。（【サテライト型以外】と同じ要件。） 訪問サービス従業者は、2以上配置。（常勤換算2以上ではない。） ※本体事業所と一体的に提供することができる。 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員。 常勤換算方法で1.0以上の看護職員を配置 夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1に加え、宿直1以上を配置 一本体事業所の宿直職員がサテライト事業所の登録者からの訪問サービス要請に対応できる場合は、宿直職員を配置しないことができる。</p> <p>[介護支援専門員等] 本体事業所の介護支援専門員により居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了者をおくことができる。</p>	
3 管理者 (サテライト型 以外)	<p>管理者は常勤専従職員を配置。</p> <p>ただし、事業所の管理上支障が無い場合、管理者が以下の職務を兼務することができる。</p> <p>(ア)当該事業所の他の職務 (イ)事業所に併設する前述①から⑤の職務 (ウ)同一敷地内の他の事業所、施設等の職務</p> <p>管理者は以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、次の研修を終了していること。 「認知症対応型サービス事業者管理者研修」 下記の①と②を満たす者は管理者として必要な研修を修了したものとみなされる(みなし措置)。</p> <p>①平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していること。 ②平成18年3月31日に次のいずれかの事業所等の管理者職務に従事していたこと。 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・介護老人保健施設 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所</p> <p>(2)保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないもの。</p>	条例第195 条 条例施行規則第4条

	(サテライト型)	管理者は常勤専従職員を配置。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、本体の管理者をもって充てることができる。本体事業所の管理者を充てる場合、当該管理者が保健師又は看護師でないときは、当該管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している必要があること。	
4	代表者	<p>代表者は次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)事業者の代表者又は地域密着型サービスの事業部門の責任者などで、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有し、次のいずれかの研修を修了していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・痴呆介護実務者研修(基礎課程又は専門課程) (H16年度まで実施) ・認知症介護実践者研修又は実践リーダー研修 (H17年度以降) ・認知症高齢者グループホーム管理者研修 (H17年度実施) ・認知症介護指導者研修 ・認知症高齢者グループホーム開設予定者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修 (平成18年度以降) <p>(2)保健師及び看護師で、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の提示を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないもの。</p>	条例第196条 条例施行規則第4条
5		<p>「常勤」の定義</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする)に達していることをいう。</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。</p>	解釈通知第二2(3)

III 設備基準

	登録定員及び利用定員	登録定員は29人以下。(サテライト型は18人以下。)	条例第197条
6		<p>通いサービスの利用定員は、登録定員25人までは登録定員の1/2以上15人以下。25人を超える事業所は次のとおり。(サテライト型は12人以下。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員26人又は27人…16人まで ・登録定員28人…17人まで ・登録定員29人…18人まで <p>※利用定員は、1日当たりの同時にサービスの提供を受ける者の上限であり、1日当たりの延べ人数ではない。</p> <p>宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3以上9人以下。(サテライト型は6人以下。)</p>	
7	設備及び備品等	<p>居間及び食堂を備えること。</p> <p>居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適當な広さを有すること。</p> <p>※通いサービスの利用定員が15人を超えている事業所は、居間及び食堂を合計した面積は、1人当たり3m²以上の確保が必要。</p> <p>宿泊室を設置すること。</p> <p>① 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p> <p>② 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができます。</p> <p>③ ①及び②を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>④ プライバシーが確保された居間については、③の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。</p> <p>⑤ 事業所が診療所であって、利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。</p>	条例第198条

	<p>台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えること。 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。</p> <p>「介護予防・日常生活支援総合事業」との共用について、介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合などで、居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。</p>
--	---

IV 運営基準

8	内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況）その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。※同意については書面によって確認することが適当である。	条例第10条 条例施行規則第5条
9	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	条例第11条
10	サービスの提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかにとること。	条例第12条
11	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認すること。	条例第13条
12	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。	条例第14条
13	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努める。	条例第89条
14	居宅サービス事業者等との連携	サービスの提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。	条例第90条
15	身分を証する書類の携行	従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導する。	条例第91条
16	サービスの提供の記録	利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるよう、サービスを提供した際には、その提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載する。 サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。	条例第21条
17	利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受ける。 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けてはならない。 1割、2割又は3割負担額以外に利用者から支払を受けることができる費用は、次のとおりとすること。下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。 ・通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ・通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費 ・食事の提供に要する費用 ・宿泊に要する費用 ・おむつ代 ・サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用(利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用)	条例第92条 条例施行規則第14条
18	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付する。	条例第23条
19	指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。 事業所は、自己評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	条例第199条

	指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況等を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、療養上の管理の下で妥当適切にサービスを提供する。 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。 サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態(登録定員の概ね3分の1以下が目安)が続いているならない。登録定員が25人の場合は通いサービスの利用者が8人以下であれば、著しく少ない状態といえる。 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。 「適切なサービス」とは、1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行うことが目安。 制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となる。 看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。 特殊な看護等については、これを行ってはならない。 (身体拘束等の禁止) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行ってはならない。 また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 注:緊急やむを得ず例外的に身体的拘束を行う場合は、3つの要件「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす判断根拠を明確にし、家族等の同意書などを書面として残しておくこと。	条例第200条
20	主治の医師との関係	常勤の保健師又は看護師は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(以下、「指示書」という。)に基づき看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、看護サービスの提供を担当する看護師等の監督等必要な管理をおこなわなければならない。 看護サービスの提供の開始に際しては、利用者の主治医が発行する指示書の交付を受けなければならない。	条例第201条
21	居宅サービス計画の作成	看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接かつ適切な連携を図り、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を主治医に提出しなければならないこと。 病院又は診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えない。また、看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録に記載することで差し支えない。	条例第95条
22	法定代理受領サービスに係る報告	管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。 サテライト事業所に研修修了者を配置する場合の居宅サービス計画の作成については、本体事業所の介護支援専門員が行うこと。 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行う。 ※指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行わなければならない。 なお、作成した居宅サービス計画は、条例に基づき5年間保存しなければならない。	条例第96条

24	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者からの申出があった場合、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。	条例第97条
25	看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	<p>管理者は、介護支援専門員（介護支援専門員を配置していないサテライト型事業所においては研修修了者）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させる。</p> <p>介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつおこなわなければならない。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保を行うよう努める。</p> <p>介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行う。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得、交付する。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所において短期利用居宅介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から看護小規模多機能型居宅介護計画の提供の求めがあった場合には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画の提供に協力するよう努める。</p> <p>看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書（主治医に定期的に提出するものをいう。）を作成しなければならない。</p> <p>病院又は診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業者である場合には、看護小規模多機能型居宅介護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えない。</p>	条例第202条
26	介護等	<p>利用者の心身の状況に応じ、利用者が自主性を保ち、意欲的に日々の生活が送れるよう支援を行う。</p> <p>事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における看護小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>例えば、利用者の負担によって、指定看護小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせてはならない。</p> <p>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と看護小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。 (利用者とともに、食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮する。)</p>	条例第99条
27	社会生活上の便宜の提供等	<p>利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努める。</p> <p>日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等、必要に応じた同意を得た上で代わりに行う。</p> <p>常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者の家族に対し、会報の送付、行事への参加の呼びかけ等、利用者と家族の交流の機会を確保するよう努める。</p>	条例第100条
28	利用者に関する市への通知	<p>利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市に通知する。</p> <p>利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市に通知する。</p>	条例第29条
29	緊急時等の対応	<p>看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。</p>	条例第203条

30	管理者の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 管理者は従業者に必要な指揮命令を行う。	条例第61条の11
31	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ・指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・その他運営に関する重要な事項 	条例第102条 条例施行規則第9条
32	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	条例第61条の13
33	定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。(ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。) (特に必要と認められる場合の例) <ul style="list-style-type: none"> ・登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより、通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合 ・登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ・上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合 	条例第103条
34	非常災害対策	火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。 避難訓練等に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。	条例第104条
35	協力医療機関等	利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。 あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。	条例第105条
36	衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努める。特に、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症、ノロウイルス対策等については、適切な措置を講じること。	条例第61条の16
37	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。	条例第35条
38	秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。	条例第36条

39	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。	条例第37条
40	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第38条
41	苦情処理	<p>提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 相談窓口、苦情処理の体制、手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。</p> <p>苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う。</p>	条例第39条
42	調査への協力等	<p>提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。</p> <p>市町村からの求めがあった場合には改善内容を市町村に報告すること。</p> <p>提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。</p> <p>国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告すること。</p>	条例第106条
43	地域との連携等	<p>サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置すること。</p> <p>運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。</p> <p>報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。</p> <p>事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等の地域との交流を図る。</p> <p>事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うように努める。</p> <p>事業所は1年に1回以上、自己評価を行うとともに、その結果について運営推進会議での外部評価を行うこととする。なお、実施に当たっては以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 自己評価は、①全ての従業者が自ら提供するサービス内容について、振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返りの結果を従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合う。</p> <p>(2) 外部評価は、運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行う。</p> <p>(3) 運営推進会議において外部評価を行う場合は、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要である。</p> <p>(4) 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p>	条例第61条の17

	運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護する。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所である。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。		
44	居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が他の施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努める。	条例第108条
45	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。(過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録する体制を整えること。)	条例第41条
		利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。(賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整える。)	
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。(過去に事故が発生していない場合であっても、事故に至る危険性(ヒヤリハット)が生じた場合等に、その原因を解明し、事故が発生しないよう対策を講じる。)	
46	会計の区分	他の事業との会計の区分を行う。	条例第42条
47	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、保存する。 (1) 居宅サービス計画 当該計画に基づくサービスの提供に係る地域密着型介護サービス費の支給の日から5年間 (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画 当該計画に基づくサービスの提供に係る地域密型介護サービス費の支給の日から5年間 (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 その完結の日から2年間 (4) 主治の医師による指示の文書 当該指示の文書に基づくサービスの提供に係る地域密着型介護サービス費の支給の日から5年間 (5) 看護小規模多機能型居宅介護報告書 当該報告書に関するサービスの提供に係る地域密着型介護サービス費の支給の日から5年間 (6) 提供した具体的なサービス内容等の記録 当該サービスの提供に係る地域密着型介護サービス費の支給の日から5年間 (7) 利用者に関する市町村への通知に係る記録 その完結の日から2年間 (8) 苦情の内容等の記録 その完結の日から2年間 (9) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 その完結の日から2年間 (10) 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録 その完結の日から2年間	条例第204条
48	暴力団の排除のための措置	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、暴力団員等を当該事業所の管理者等にしないこと。その他の事業所の運営に当たり当該事業所が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないための必要な措置を講じなければならない。	条例第44条

V 変更の届出等

49	<p>変更の届出等 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)で定める事項に変更があったとき、事業を再開した時は、速やかに(10日以内に)所定の書類を届け出てください。また、事業を廃止、休止する場合は、必ずその1か月前までに、所定の書類を届け出てください。</p> <p>(1)変更届 ①「変更届出書チェック表(密着型全サービス共通)」(市のHPにあります)に従い、変更後10日以内に届け出てください。なお、チェックした当該チェック表の写しも必ず添付してください。 ②「介護給付費算定に係る体制等に関する変更届」(加算届)と間違えないよう注意してください。 ③法人の役員、管理者及び計画作成担当者(介護支援専門員)が異動した場合は、必ず届け出てください。 ④移転、増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているかを確認する必要がありますので、必ず、工事(購入)等着手前に市と協議してください。 ⑤事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わった場合には、新規指定扱いとなりますので、必ず事前に市と協議してください。 ⑥「通常事業の実施地域(送迎地域)」に変更が生じた場合も含めて、運営規程を変更した場合には、変更届を提出してください。 ⑦次のような変更については、変更届出は不要です。</p> <p>1)介護報酬改定に伴う利用料金の変更 2)運営規程に記載している従業者数の変更 3)上記③に記載している職種以外の従業者の変更 ⑧上記③により届出を要する介護支援専門員も含め、看護職員など資格等を要する職種に異動があった場合は、必ず当該資格証等を確認し、その証書類の写しを保管しておいてください。また、出勤簿や給与台帳、勤務割表等、従業者に関する諸記録も、必ず整備・保管しておいてください。 ⑨上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合(法人名称、法人の本社所在地、代表者の住所・氏名・生年月日、法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合)は、業務管理体制の変更届出が別途必要となります。居宅サービスについては提出先は久留米市ではなく福岡県、地域密着型サービスについては、法人が久留米市内の地域密着型サービス事業所しか運営していない場合のみが久留米市あてとなりますので、ご注意ください。</p> <p>(2)廃止・休止・再開届 ①廃止又は休止しようとする時はその1か月前までに届出を行ってください。 再開しようとするときはその2か月前までに、必ず市に連絡してください。 ②廃止・休止の際は、あらかじめ担当ケアマネジャーや市に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置を講じなければなりません。 ③休止は、再延長を含めて最長でも1年間とします。1年以内に再開が見込まれない場合は、休止届でなく廃止届を提出してください。(休止後1年経過したら、廃止届を提出してください。) ④再開の際は、新規申請と同等の書類提出を求め、審査を行います。</p>	介護保険法 第78条の5 介護保険法 施行規則第 131条の13
----	--	-------------------------------------

介護給付費の算定及び取扱い

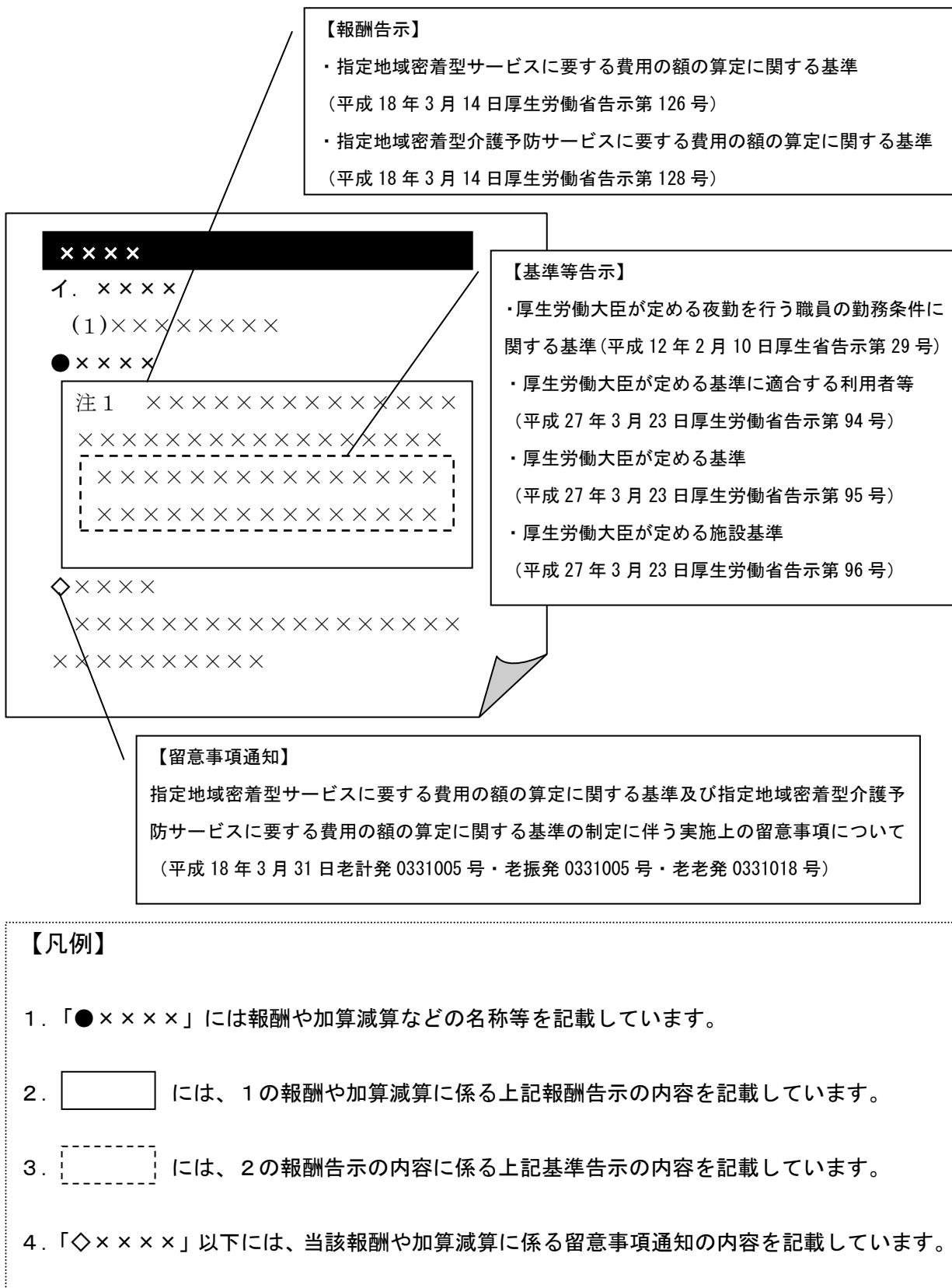
**第Ⅰ 認知症介護研修の受講及び指定地域密着型サービスの
介護報酬の通則**

第Ⅱ 基本報酬

第Ⅲ 加算減算等

介護給付費の算定及び取扱い

—資料の見方について—



I. 認知症介護研修の受講及び指定地域密着型サービスの介護報酬の通則

●認知症介護研修の受講

地域密着型サービスのうち、下記の認知症介護研修を修了していることが義務付けられている職種があります。

- ・認知症介護実践者研修
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修
- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・認知症対応型サービス事業開設者研修

人員体制を変更する場合は、変更前に各職種に義務付けられている研修を修了することが必要です。しかし、事業所によっては、研修を修了した職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により人員基準欠如となる場合があります。この場合、直近の研修を受講する旨を記載した「研修受講確認書」を提出することにより、減算には該当しない取扱いとします。ただし、この確認書の提出に当たっては、事前にご相談ください。

なお、確約した研修の受講については各事業所の責任で申込をしてください。万が一、確約した研修を受講できなかった場合、減算規定のある職種に関しては減算の対象となりますので、ご注意ください。

●指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

(1) 算定上における端数処理について

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

なお、サービスコードについては、加算等をえた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く。）は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス費は算定しないものであること。

なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。

なお、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテ

ーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。

(3) 施設外泊時等における地域密着型サービスの算定について

施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。

(4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護と訪問看護を、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

(5) 入所等の日数の考え方について

① 入居又は入所の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。

② ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設又は介護保険施設（以下②及び③において「介護保険施設等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定地域密着型介護老人福祉施設に入所したような場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。

③ なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの（以下「医療保険適用病床」という。）又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの（以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」という。）に入院する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

④ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

(6) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

① 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について当該事業所の登録定員を上回る高齢者を登録させている場合、並びに認知症対応型通所介

護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について当該事業所又は施設の利用者等の定員を上回る利用者等を入所等させている場合（いわゆる定員超過利用の場合）においては、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

- ② この場合の登録者、利用者又は入所者（以下「利用者等」という。）の数は、1月間（暦月）の利用者等の数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者等の数の平均は、当該月の全利用者等の延数を当該月の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。
- ③ 利用者等の数が、通所介護費等の算定方法に規定する定員超過利用の基準に該当することとなった事業所又は施設については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について、所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。
- ④ 市町村長は、定員超過利用が行われている事業所又は施設に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- ⑤ 災害（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、虐待を含む。）の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

（7）常勤換算方法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

（8）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

- ① 地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、当該事業所又は施設の職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っているいわゆる人員基準欠如に対し、介護給付費の減額を行うこととし、通所介護費等の算定方法において、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を明らかにしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同

じ。) の平均を用いる (ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。)。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数 (小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、1日ごとの同時に通いサービスの提供を受けた者 (短期利用居宅介護費を算定する者を含む。) の数の最大値を合計したもの) を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

③ 看護・介護職員の人員基準欠如について、

- イ. 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、
- ロ. 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。
- ハ. 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者 (通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。)、同令第90条第1項に規定する介護従業者及び同令第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者 (通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる者に限る。) は前記イ及びロにより取り扱うこととする。なお、小規模多機能型居宅介護従業者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者については、指定地域密着型サービス基準第63条第4項の看護師又は准看護師の人員基準欠如に係る減算の取扱いは④、同条第1項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに同条第7項に規定するサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所 (以下「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」という。) の訪問サービスの提供に当たる職員並びに指定地域密着型サービス基準第171条第1項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びに同条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所 (以下「サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。) の訪問サービスの提供に当たる職員の人員基準欠如に係る減算の取扱いは⑤を参照すること。

④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される (ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。小規模多機能型居宅介護事業所並びに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所並びにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第63条第12項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合及び認知症対応型共同生活介護事

業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあっては計画作成担当者を新たに配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が研修を修了することが確実に見込まれるときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該介護支援専門員又は当該計画作成担当者が受講予定の研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月から減算を行うこととするが、当該介護支援専門員等が研修を修了しなかった理由が、当該介護支援専門員等の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合であって、当該離職等の翌々月までに、研修を修了することが確実に見込まれる介護支援専門員等を新たに配置したときは、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとすることも差し支えない。

- ⑤ 地域密着型サービス基準第63条第1項及び第171条第1項の夜間及び深夜の勤務又は宿直勤務を行う職員並びにサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者の人員基準欠如については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、減算することとする。
- イ. 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が2日以上連續して発生した場合
 - ロ. 当該従事者が勤務すべき時間帯において職員数が地域密着型サービス基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合
- ⑥ 市町村長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

（9）夜勤体制による減算について

- ① 認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の所定単位数の減算に係る規定（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号。以下「夜勤職員基準」という。））を置いているところであるが、これらの規定は、夜間の安全の確保及び利用者等のニーズに対応し、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、夜勤を行う看護職員又は介護職員の員数不足の未然防止を図るよう努めるものとする。
- ② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

- イ. 夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合
- ロ. 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合
- ③ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、(8)②を準用すること。この場合において「小数点第 2 位以下」とあるのは「小数点以下」と読み替えるものとすること。
- ④ 市町村長は、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討すること。
- (10) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について
- 人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、
- イ. 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合
(前年度の実績が全くない場合を含む。) の利用者数等は、新設又は増床の時点から 6 月未満の間は、便宜上、ベッド数の 90% を利用者数等とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者等の延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を 1 年間の日数で除して得た数とする。
- ロ. 減床の場合には、減床後の実績が 3 月以上あるときは、減床後の延利用者数を延日数で除して得た数とする。
- (11) 市町村が独自に定める介護報酬の設定
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費については、介護保険法第 42 条の 2 第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の範囲内で、市町村が通常の報酬よりも高い報酬（以下「市町村独自報酬」という。）を算定できることとしている。この取扱いについては、厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 119 号）に定めるとおりとし、具体的な取扱いについては次のとおりとする。
- ① 市町村独自報酬については、加算方式とし、市町村は当該加算に係る要件及び単位数を定めること。
- ② ①の要件については、地域密着型サービス基準に規定された内容を下回る要件としてはならないこと。
- ③ ①の単位数については、一の要件につき 50 の倍数となる単位数とし、一の利用者に対して算定される単位数の上限は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については 500 単位、夜間対応型訪問介護費については 300 単位、小規模多機能型居宅介護費及び複合型サービス費については 1,000 単位を超えてはならないこと。
- ④ ①の要件について、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号。以下「報酬告示」という。）に規定する加算の要件を下回る要件とする場合、報酬告示において定める当該加算に係る

単位数を超えることは認められないこと。

- ⑤ 市町村は、市町村独自報酬を定めるに当たっては、あらかじめ市町村に設置された地域密着型サービス運営委員会等を活用するなど、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならないこと。
- ⑥ 市町村は、市町村独自報酬を設定したときは、その内容を公表し、当該市町村の長が指定した定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に周知するとともに、各都道府県の国民健康保険団体連合会に対し報告を行うこと。

(1 2) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

- ① 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」(以下「日常生活自立度」という。)を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書(以下この号において「判定結果」という。)を用いるものとする。
- ② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知)に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3 心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。
- ③ 医師の判定が無い場合(主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。)にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

(1 3) 栄養管理について

介護サービス事業者は、利用者に対し、各利用者の年齢、心身の状況に応じた栄養状態の管理を適切に実施すること。特に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、常勤の管理栄養士又は栄養士が、各利用者の年齢等に応じて適切な栄養量及び内容の食事提供を行う体制を整備し、各利用者の栄養状態にあった栄養管理を行うこと。

II. 基本報酬

●複合型サービス費

イ. 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

(一) 要介護 1 12,401 単位

(二) 要介護 2	<u>1 7, 3 5 2</u> 単位
(三) 要介護 3	<u>2 4, 3 9 2</u> 単位
(四) 要介護 4	<u>2 7, 6 6 5</u> 単位
(五) 要介護 5	<u>3 1, 2 9 3</u> 単位
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	
(一) 要介護 1	<u>1 1, 1 7 3</u> 単位
(二) 要介護 2	<u>1 5, 6 3 4</u> 単位
(三) 要介護 3	<u>2 1, 9 7 7</u> 単位
(四) 要介護 4	<u>2 4, 9 2 6</u> 単位
(五) 要介護 5	<u>2 8, 1 9 5</u> 単位
ロ. 短期利用居宅介護費（1日につき）	
(1) 要介護 1	<u>5 6 8</u> 単位
(2) 要介護 2	<u>6 3 5</u> 単位
(3) 要介護 3	<u>7 0 3</u> 単位
(4) 要介護 4	<u>7 7 0</u> 単位
(5) 要介護 5	<u>8 3 6</u> 単位

◇基本報酬の算定について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5（1）を参照すること。

※小規模多機能型居宅介護=看護小規模多機能型居宅介護

◇5（1）小規模多機能型居宅介護費の算定について

① 小規模多機能型居宅介護費は、当該小規模多機能型居宅介護事業所へ登録した者について、登録者の居住する場所及び要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。また、月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定することとする。

これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が小規模多機能型居宅介護事業者との間の利用契約を終了した日とする。

② 「同一建物」とは、当該小規模多機能型居宅介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

◇理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の看護サービスの提供について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この項において「理学療法士等」という。）による看護サービスは、その看護サービスが看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに看護サービスを提供させるという位置付けのものである。なお、言語聴覚士により提供される看護サービスは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法の規定にかかわらず業とすると能够とされている診療の補助行為（言語聴覚士法第42条第1項）に限る。

●同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

注1 イ（1）については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録者（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者を除く。）について、当該登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

（※定員超過または人員欠如の場合）

●同一建物に居住する者に対して行う場合

注2 イ（2）については、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

（※定員超過または人員欠如の場合）

●短期利用居宅介護費

注3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、登録者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

（※定員超過または人員欠如の場合）

【厚生労働大臣が定める基準】（95号告示第74号 準用第54号）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録者の数が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。

- ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内）の利用期間を定めること。
- ニ 指定地域密着型サービス基準第 171 条に定める従業者の員数を置いていること。
- ホ 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が複合型サービス費の注 4（過少サービスに対する減算）を算定していないこと。

◇短期利用居宅介護費について

短期利用居宅介護費については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、5（2）を準用する。この場合において、5（2）中「第 54 号」とあるのは「第 74 号」と読み替えるものとする。

※小規模多機能型居宅介護＝看護小規模多機能型居宅介護

◇5（2） 短期利用居宅介護費について

- ① 短期利用居宅介護費については、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「95 号告示」という。）第 54 号に規定する基準を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業所において算定できるものである。
- ② 宿泊室については、以下の算式において算出した数の宿泊室が短期利用の登録者において活用できるものとする。

（短期利用に活用可能な宿泊室の数の算定式）

当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷ 当該事業所の登録定員（小数点第 1 位以下四捨五入）

例えば、宿泊室数が 9 室、登録定員が 25 人、登録者の数が 20 人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は 2 室となる。このため、宿泊室数が 9 室、登録定員が 25 人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が 23 人以下である場合のみ算定可能である。

注 7 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、複合型サービス費は、算定しない。

注 8 登録者が一の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第 170 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、当該指定看護小規模多機

能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に、複合型サービス費は、算定しない。

III. 加算減算等

●過少サービスに対する減算

注4 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（同項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（同条第6項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。～において同じ。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

◇サービス提供が過少である場合の減算について

① 「登録者1人当たり平均回数」は、暦月ごとに以下のイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗することによって算定するものとする。

イ 通いサービス

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定を可能とする。

ロ 訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定すること。なお、看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。また、訪問サービスには訪問看護サービスも含まれるものである。

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定すること。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定すること。

② 登録者が月の途中に利用を開始又は終了した場合にあっては、利用開始日の前日以前又は利用終了日の翌日以降の日数については、①の日数の算定の際に控除するものとすること。登録者が入院した場合の入院日（入院初日及び退院日を除く。）についても同様の取扱いとする。

③ 市町村長は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には、事業所に対し適切なサービスの提供を指導するものとする。

●サテライト体制未整備減算

注5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所において、注9における届出をしている場合にあっては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定す

る。

◇サテライト体制未整備減算について

- ① サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「本体事業所」という。）が(5)に掲げる訪問看護体制減算を届出している場合に、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所が共に算定するものである。例えば、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が訪問看護体制減算の届出を行っている場合には、本体事業所及び当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所が共にサテライト体制未整備減算を算定することとなる。
- ② サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の開始にあたって、訪問看護体制減算の実績の計算に必要な前三月間において、本体事業所が訪問看護体制減算を届出していない期間に限り、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所はサテライト体制未整備減算を算定する必要はないものとする。なお、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所は訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、4月目以降において訪問看護体制減算に該当し届出を行う場合には、サテライト体制未整備減算を算定する。
- ③ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所及び本体事業所については、訪問看護体制減算の実績を継続的に確認するものとし、当該加算の届出の有無については、相互に情報を共有すること。

●中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

注6 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第182条において準用する第81条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域】

※本資料最後部に添付

※区分支給限度基準額の算定対象外

●訪問看護体制減算（1月につき）

注9 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、訪問看護体制減算として、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示第75号)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)における利用者(指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の複合型サービス費に係る短期利用居宅介護費を算定する者を除く。以下この号及び第78号において同じ。)の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービス(指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービスをいう。以下同じ。)を提供した利用者の占める割合が100分の30未満であること。

- ロ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費のトに係る加算をいう。第78号ロにおいて同じ。)を算定した利用者の占める割合が100分の30未満であること。
- ハ 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の看護小規模多機能型居宅介護費のチに係る加算をいう。第78号ハにおいて同じ。)を算定した利用者の占める割合が100分の5未満であること。

◇訪問看護体制減算について

- ① 95号告示第75号イの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ② 95号告示第75号ロの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ③ 95号告示第75号ハの基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前3月間当たりの割合を算出すること。
 - ア 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
 - イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における実利用者の総数
- ④ ①から③までに規定する実利用者数は、前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること。そのため、①から③までに規定する割合の算出において、利用者には、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を現に利用していない者も含むことに留意すること。

また、算定日が属する月の前3月間において複合型サービス費のうち短期利用居宅介護費のみを算定した者を含まないこと。

●終末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1月につき）

注10 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師が、当該者が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1月につき925単位を、要介護4である者については1月につき1,850単位を、要介護5である者については1月につき2,914単位を所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める疾病等】（94号告示第51号 準用第4号）

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオノ病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

●特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算（1日につき）

注11 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については、1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

◇看護サービスの指示の有効期間について

看護サービスは主治の医師による指示若しくは主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に行われるものであること。

◇医療保険の訪問看護を行う場合の減算について

① 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等（94号告示第4号を参照のこと。）の患者について、医療保険の給付の対象となる訪問看護を行う場合には、所定単位数から減算する。

※94号告示第4号 本資料注10に記載

② 前記①の場合、月途中から医療保険の給付の対象となる場合又は月途中から医療保険の給付の対象外となる場合には、医療保険の給付の対象となる期間に応じて単位数を減算する。なお、医療保険の給付の対象となる期間については、主治の医師による指示に

基づくものとする。

- ③ 利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の訪問看護の給付対象となるものであり、当該月における当該特別指示の日数に応じて減算する。
- ④ 前記③の場合の医療機関における特別指示については、頻回の訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければならない。

●初期加算 30単位 (1日につき)

ハ 初期加算

注 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定看護小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

●認知症加算 (1月につき)

ニ 認知症加算

- (1) 認知症加算 (I) 800単位
- (2) 認知症加算 (II) 500単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める登録者】(94号告示第52号 準用第38号)

イ 認知症加算 (I) を算定すべき利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

ロ 認知症加算 (II) を算定すべき利用者

要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの

◇認知症加算について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(4)を参照すること。

◇5(4) 認知症加算について

- ① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者を指すものとする。
- ② 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。

●若年性認知症利用者受入加算 800単位 (1月につき)

ホ 若年性認知症利用者受入加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ニを算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める基準】 (95号告示第18号)

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護又は要支援となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

◇若年性認知症利用者受入加算について

地域密着型通所介護と同様であるので、3の2（13）を参照すること。

◇3の2（13）若年性認知症利用者受入加算について

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

●栄養スクリーニング加算 5単位 (1回につき)

ヘ 栄養スクリーニング加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣が定める基準】 (95号告示第19号の2)

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

◇栄養スクリーニング加算について

地域密着型通所介護と同様であるので、3の2（15）を参照すること。

◇3の2（15）栄養スクリーニング加算について

- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。

イ BMIが18.5未満である者

ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施に

- について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
- ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者
- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定期間でも栄養改善加算を算定できること。

●退院時共同指導加算 600単位（1回につき）

ト 退院時共同指導加算

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める状態】（94号告示第53号 準用第6号）

次のいずれかに該当する状態

- イ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態
- ホ点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

◇退院時共同指導加算について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2（12）を参照すること。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

※訪問看護サービス記録書=看護小規模多機能型居宅介護記録書

◇2（12）退院時共同指導加算の取扱い

- ① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の看護師等が退院時共同指導を行った後に、当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護サービスを実施した場合に、1人の利用者に当該者の退院又は退所につき1回（厚生労働大臣が定める状態（94号告示第6号を参照のこと。）にある利用者について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回）に限り、当該加算を算定できること。この場合の当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定すること。
- なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できること。
- ② 2回の当該加算の算定が可能である利用者（①の厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能であること。
- ③ 複数の定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。
- ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できないこと（②の場合を除く。）。
- ⑤ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。

●緊急時訪問看護加算 574単位（1月につき）

チ 緊急時訪問看護加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】（95号告示第76号 準用第7号）

利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。

※区分支給限度基準額の算定対象外

◇緊急時訪問看護加算について

定期巡回・随时対応型訪問介護看護と同様であるので、2（8）を参照すること。

※定期巡回・随时対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

◇2（8）緊急時訪問看護加算について

- ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関

する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。

- ② 緊急時訪問看護加算については、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できること。
- ③ 緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護サービスを受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ④ 緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、第1の1の(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。

※第1の1の(5)の届出 届出に係る加算等の算定の開始時期（抄）

届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとすること。

●特別管理加算 (1月につき)

リ 特別管理加算

注 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特別管理加算(I) 500単位
- (2) 特別管理加算(II) 250単位

【厚生労働大臣が定める区分】(94号告示54号)

イ 特別管理加算(I) 第6号イに規定する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。口において同じ。）を行う場合

ロ 特別管理加算(II) 第6号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行う場合

※第6号 本資料のト、退院時共同指導加算に記載

※区分支給限度基準額の算定対象外

◇特別管理加算について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2（9）を参照すること。この場合、「訪問看護サービス記録書」は「看護小規模多機能型居宅介護記録書」とし、「訪問看護サービス」は「看護サービス」とすること。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

※訪問看護サービス記録書=看護小規模多機能型居宅介護記録書

※訪問看護サービス=看護サービス

◇2（9）特別管理加算について

- ① 特別管理加算については、利用者や居宅介護支援事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。
- ② 特別管理加算は、介護保険の給付対象となる訪問看護サービスを行った日の属する月に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。
- ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。
- ④ 「真皮を越える褥瘡の状態」とは、N P U A P (National Pressure Ulcer Advisory Panel) 分類Ⅲ度若しくはIV度又はD E S I G N分類（日本褥瘡学会によるもの）D 3、D 4若しくはD 5に該当する状態をいう。
- ⑤ 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して特別管理加算を算定する場合には、定期的（1週間に1回以上）に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価（褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット）を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア（利用者の家族等に行う指導を含む）について訪問看護サービス記録書に記録すること。
- ⑥ 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」とは、主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう。
- ⑦ ⑥の状態にある者に対して特別管理加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。
- ⑧ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととする。

●ターミナルケア加算 2,000単位 (死亡月につき)

ヌ ターミナルケア加算

注 イについては、在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。）は、当

該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】（95号告示第77号 準用第8号）

- イ ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行うことができる体制を整備していること。
- ロ 主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

【厚生労働大臣が定める状態】（94号告示第55号 準用第8号）

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、 priion病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める常態

※区分支給限度基準額の算定対象外

◇ターミナルケア加算について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(10)を参照すること。この場合、2(10)①中「在宅」とあるのは、「在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所」と、「訪問看護サービス記録書」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護記録書」とすること。

※看護小規模多機能型居宅介護＝定期巡回・随時対応型訪問介護看護

※在宅＝在宅又は看護小規模多機能型居宅介護事業所

※訪問看護サービス記録書＝看護小規模多機能型居宅介護記録書

◇2(10)ターミナルケア加算について

- ① ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。
- ② ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算（以下2において「ターミナルケア加算

等」という。)は算定できること。

- ③ 1の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できないこと。
- ④ ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護サービス記録書に記録しなければならない。
- ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
- なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。
- ⑤ ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができるものとする。
- ⑥ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。
- ⑦ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。

●看護体制強化加算 (1月につき)

ル 看護体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算 (I) 3,000単位
- (2) 看護体制強化加算 (II) 2,500単位

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示第78号)

イ 看護体制強化加算 (I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が100分の80以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占め

る割合が 100 分の 50 以上であること。

- (3) 算定日が属する月の前 3 月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること。
- (4) 算定日が属する月の前 12 月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヌの加算をいう。）を算定した利用者が 1 名以上あること。
- (5) 登録特定行為事業者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。）又は登録喀痰吸引等事業者（同法第 48 条の 3 第 1 項の登録を受けた登録喀痰吸引等事業者をいう。）として届出がなされていること。

□ 看護体制強化加算（II）

- イ (1) から (3) までに掲げる基準の全てに適合すること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外

◇看護体制強化加算について

- ① 看護体制強化加算については、医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の実績を評価するものである。
 - ② 看護体制強化加算を算定するに当たっては、9 (5) を準用すること。この場合、9 (5) ①から③まで中「第 75 号」とあるのは「第 78 号」とすること。
- ※9 (5) 本資料の注 9 「◇訪問看護体制減算について」に記載
- ③ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得ること。
 - ④ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、95 号告示第 78 号イ (1)、(2) 若しくは (3) の割合及び (4) の人数（看護体制強化加算（I）に限る。）について、継続的に所定の基準を維持しなければならない。なお、その割合又は人数（看護体制強化加算（I）に限る。）については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合については、直ちに第一の 5 の届出を提出しなければならないこと。

※第一の 5 の届出 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

- ⑤ 看護体制強化加算（I）を算定するに当たっては、登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされていること。
- ⑥ 看護体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって（I）又は（II）を選択的に算定することができないものであり、当該指定看護小規模多機能

型居宅介護事業所においていずれか一方のみを届出すること。

- ⑦ 看護体制強化加算については、区分支給限度基準額から控除するものである。

●訪問体制強化加算 1,000単位 (1月につき)

□ 訪問体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示第78号の2)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること

イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する訪問サービスをいい、看護サービスを除く。以下同じ。）の提供に当たる常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士を除く。）を2名以上配置していること。

ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって、同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ（1）を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、イ（1）を算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。

◇訪問体制強化加算について

- ① 訪問体制強化加算は、訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する訪問サービスのうち訪問看護サービスを除くものをいう。以下（17）において同じ。）を担当する常勤の従業者を2名以上配置する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、当該事業所における全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上である場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該訪問サービスの内容を記録しておくこと。
- ② 「訪問サービスを担当する常勤の従業者」は、訪問サービスのみを行う従業者として固定しなければならないという趣旨ではなく、訪問サービスも行っている常勤の従業者を2名以上配置した場合に算定が可能である。
- ③ 「訪問サービスの提供回数」は、暦月ごとに、9（3）①ロと同様の方法に従って算定するものとする。

※9（3） 本資料の注4「◇サービス提供が過少である場合の減算について」に記載
④ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽

費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)を併設する場合は、各月の前月の末日時点(新たに事業を開始し、又は再開した事業所については事業開始(再開)日)における登録者のうち同一建物居住者以外の者(「看護小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者」をいう。以下同じ。)の占める割合が100分の50以上であって、かつ、①から③の要件を満たす場合に算定するものとする。ただし、③については、同一建物居住者以外の者に対する訪問サービスの提供回数について計算を行うこと。

●総合マネジメント体制強化加算 1,000単位 (1月につき)

ワ 総合マネジメント体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示第79号)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

- イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、隨時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画(指定地域密着型サービス基準第179条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画をいう。)の見直しを行っていること。
- ロ 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。
- ハ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外

◇総合マネジメント体制強化加算について

- ① 総合マネジメント体制強化加算は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、登録者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせて提供するために、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取り組みを評価するものである。
- ② 95号告示第79号イ及びハについては、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(8)②を準用する。
なお、95号告示第79号イに規定する「その他の関係者」とは、保健師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。

5(8)② ※小規模多機能型居宅介護=看護小規模多機能型居宅介護

② 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。

ア 小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。

イ 日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。

(地域の行事や活動の例)

- ・ 登録者の家族や登録者と関わる地域住民等からの利用者に関する相談への対応
- ・ 登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起し、地域住民や市町村等とともに解決する取組（行政や地域包括支援センターが開催する地域での会議への参加、町内会や自治会の活動への参加、認知症や介護に関する研修の実施等）
- ・ 登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取組（登録者となじみの関係がある地域住民や商店等との関わり、地域の行事への参加等）

③ 95号告示第79号口については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様であるので、2(13)②口を準用する。

2(13)② ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

② 総合マネジメント体制強化加算は、次に掲げるいずれにも該当する場合に算定する。

イ 省略

ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に開かれたサービスとなるよう、地域との連携を図るとともに、地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所において提供することができる具体的なサービスの内容等について日常的に情報提供を行っていること。

なお、95号告示第79号口に規定する「その他の関係施設」とは、介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所等の地域密着型サービス事業所又は居宅介護支援事業所をいう。また、「具体的な内容に関する情報提供」とは、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が受け入れ可能な利用者の状態及び提供可能な看護サービス（例えば人工呼吸器を装着した利用者の管理）等に関する情報提供をいう。

●サービス提供体制強化加算

カ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては1月につき、ロについては1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) イを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 640単位
- (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ 500単位
- (三) サービス提供体制強化加算(II) 350単位
- (四) サービス提供体制強化加算(III) 350単位

(2) ロを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算(I)イ 21単位

- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) □ 16 単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 12 単位
- (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12 単位

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示80号)

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の全ての看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。）に対し、看護小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は看護小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。
- (3) 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
- (4) 通所介護費算定方法第11号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。
- (2) イ (1)、(2) 及び (4) に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。
- (2) イ (1)、(2) 及び (4) に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の看護小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
- (2) イ (1)、(2) 及び (4) に該当するものであること。

※ 区分支給限度基準額の算定対象外

◇サービス提供体制強化加算について

小規模多機能型居宅介護と同様であるので、5(11)を参照すること。

◇5(11)サービス提供体制強化加算について

※定期巡回・隨時対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

※小規模多機能型居宅介護従業者=看護小規模多機能型居宅介護従業者

① 2 (15) ①、②及び④から⑦まで並びに4 (13) ②を準用すること。

◇ 2 (15)

①研修について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者ごとの研修計画については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

②会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の全てが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することができる。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・家庭環境
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得又は研修の課程を修了している者とすること。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

※第1の5の届出 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

- ⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成24年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成24年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。
- ⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

◇ 4 (13)

②[略]

- ② なお、この場合の小規模多機能型居宅介護従業者に係る常勤換算にあっては、利用者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

●介護職員処遇改善加算

ヨ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからカまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示第81号 準用第48号)

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出ていること。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長村長に届け出ること。
- (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- (二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- (四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。
- (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- (六) (五) の要件についても書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8) 平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ロ 介護職員処遇改善加算（II） イ (1) から (6) まで、(7) (一) から (四) まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員処遇改善加算（III） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ (1) から (6) までに掲げる基準に適合すること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の

- 処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ニ 介護職員処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※区分支給限基準額の算定対象外

●介護職員等特定処遇改善加算

タ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) イからカまでにより算定した単位数の100分の15に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) イからカまでにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数

※定期巡回・隨時対応型訪問介護看護=看護小規模多機能型居宅介護

【厚生労働大臣が定める基準】(95号告示第81号の2 準用第48号の2)

- イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること
- (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験・技能のある介護所金のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りでないこと。
- (二) 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
- (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

- (2) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施時間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善部分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。
- (4) 当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費におけるサービス提供体制強化加算（I）イのいずれかを算定していること。
- (6) 定期巡回・随时対応型訪問介護看護費における介護職員処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定していること。
- (7) 平成20年10月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- (8) （7）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用そのほかの適切な方法により公表していること。
- 介護職員等特定処遇改善加算（II）イ（1）から（4）まで及び（6）から（8）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

※区分支給限度基準額の算定対象外

◇介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、久留米市HPに基本的な考え方、事務処理手順、様式例についての説明資料を掲示している。説明資料の掲載場所は以下のとおり。

久留米市HPトップ画面 (<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>)

→暮らしの情報

→高齢者支援・介護保険

→介護事業者に関する各種届出等

→介護給付費算定に関する各種届出

→令和2年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に関する届出書

資料名：「処遇改善加算・特定処遇改善加算の事務処理手順（厚生労働省通知）」

「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

福岡県保健医療介護部介護保険課

(令和2年4月1日現在)

加算の概要

加算種別	加算割合	サービス種別	県等への事前届出①	事業所の所在地の要件	事業所の規模の要件	利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に所在する事業所の加算	15 %	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 福祉用具貸与 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) 居宅介護支援 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	要	「特別地域」に所在していること。	無	無
2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算	10 %	同上	要	「中山間地域等」に所在していること。 「小規模事業所…②」であること。	「小規模事業所…②」	無
3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した事業所の加算	5 %	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) 居宅介護支援 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	不要	無	無	サービスを行う利用者が、「通常の事業の実施地域（運営規程）の外」かつ「中山間地域等」に居住していること。 ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要。 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要。 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けることができない。

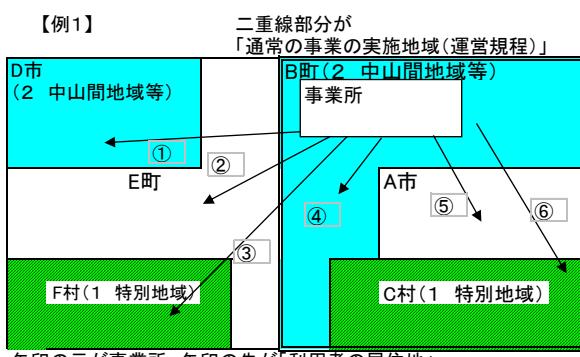
※「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

○地域区分が「その他（全サービス 1単位=10円）」でない15市町所在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。

☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる（上限あり）。

① 届出先…北九州市、福岡市、久留米市又は県（保健福祉（環境）事務所（医療みなしの訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導は、介護保険課））。 (居宅介護支援と定期巡回・随时対応型訪問介護看護は、保険者)	届出期限…算定開始月の前月15日まで。
② 小規模事業所の定義（「介護給付」と「介護予防給付」は、別々に小規模事業所の該当・非該当を判定）	
前年度の4～2月（11か月）の実績で、次の基準により、小規模事業所の該当の有無を判定します。	
(前年度の実績が6か月に満たない場合は、直近の3か月の実績) ・訪問介護…延訪問回数が200回以下／月 ・介護予防訪問介護…実利用者が5人以下／月 ・訪問入浴介護…延訪問回数が20回以下／月 ・介護予防訪問入浴介護…延訪問回数が5回以下／月 ・居宅療養管理指導…延訪問回数が50回／月 ・介護予防居宅療養管理指導…延訪問回数が5回／月	
・訪問看護…延訪問回数が100回以下／月 ・介護予防訪問看護…延訪問回数が5回以下／月 ・福祉用具貸与…実利用者が15人以下／月 ・介護予防福祉用具貸与…実利用者が5人以下／月 ・居宅介護支援…実利用者が20人以下／月 ・訪問リハビリテーション…延訪問回数50回／月 ・介護予防訪問リハビリテーション…延訪問回数が10回以下／月 ・定期巡回・随时対応型訪問介護看護…実利用者が5人以下／月	
R元年度（4～2月の11か月）の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R2年度（4～3月サービス）の10%加算を算定することはできません。	

【例1】



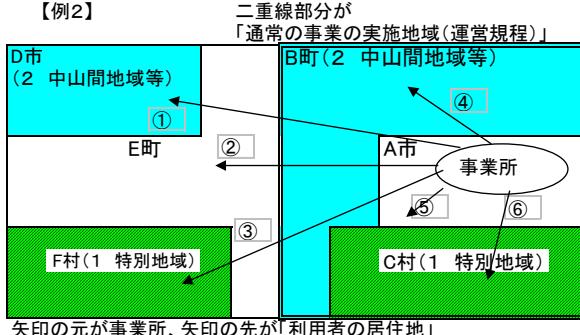
加算割合

加算割合	
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション（以上「介護予防」を含む。）、居宅介護支援	通所介護、通所リハビリテーション（「介護予防」を含む。）
小規模事業所以外	小規模事業所
① 5%	10%+5%
② 無し	10%
③ 5%	10%+5%
④ 無し	10%
⑤ 無し	10%
⑥ 無し	10%

※ B町の地域区分は、「その他」

矢印の元が事業所、矢印の先が「利用者の居住地」

【例2】



加算割合

加算割合	
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導（以上「介護予防」を含む。）、居宅介護支援	
①	5%
②	無し
③	5%
④	無し
⑤	無し
⑥	無し

表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

前年度(4月～2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

令和2年4月1日現在

事業所所在地	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する 「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算)
1 北九州市	馬島、藍島	
2 福岡市	旧脇山村☆（早良区脇山1・2丁目、大字脇山、大字小笠木、大字椎原及び大字板屋）、玄界島、小呂島	
3 大牟田市	—	全域
4 久留米市	—	旧水繩村☆
6 飯塚市	①	
7 田川市	—	全域
9 八女市	旧上陽町◎（旧横山村☆に限る。）、 旧黒木町◎（旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。）、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域（左記を除く。）
10 筑後市	—	旧羽犬塚町☆
13 豊前市	旧岩屋村☆、③	旧合河村☆（③を除く。）
16 筑紫野市	—	
19 宗像市	地島、大島	旧玄海町◎（地島を除く。）
23 うきは市	旧姫治村☆（妹川、新川、田篭、小塩）	—
24 宮若市	旧吉川村☆	旧笠松村☆
25 嘉麻市	④	全域（④を除く。）
26 朝倉市	旧上秋月村☆、旧高木村☆、旧松末村☆	旧秋月町☆、旧杷木町◎（旧松末村☆を除く。）、 旧朝倉町◎
27 みやま市	—	全域
28 糸島市	姫島	
29 那珂川市	旧南畠村☆	
31 篠栗町	—	萩尾
34 新宮町	相島	—
37 芦屋町	—	全域
41 小竹町	—	全域
42 鞍手町	—	全域
44 筑前町	—	三箇山（櫛木地区、黒岩地区を含む。）、 勝山、坂根
45 東峰村	旧小石原村◎	旧宝珠山村◎
48 広川町	—	旧上広川村☆
49 香春町	—	全域
50 添田町	旧津野村☆（大字津野）、⑤	全域（左記を除く。）
52 川崎町	—	全域
53 大任町	—	全域
54 赤村	—	全域
55 福智町	—	全域
57 みやこ町	旧伊良原村☆	全域（旧伊良原村☆を除く。）
59 上毛町	旧友枝村☆ (大字西友枝、大字土佐井、大字東下、大字東上)	全域（旧友枝村☆を除く。）
60 築上町	旧上城井村☆（寒田、櫻原、本庄、伝法寺、松丸）、⑥	全域（左記を除く。）

※ 上記以外の市町村には該当地域がありません。

※ ①～⑥は、p 2 を御覧ください。

☆の旧市町村は、昭和25年2月1日現在の市町村の区域です。

◎の旧市町村は、平成15～22年に行われた合併前の市町村の区域です。

	市町村名	地域名
①	飯塚市	内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字崆ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畠川及び字広畠の地域に限る。)及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)
②	八女市	黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字樫ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿駄、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、黒木町鹿子生(字作り道、字窪、字〔おう〕ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畠、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糰田の地域に限る。)、黒木町土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字追田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畠、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、黒木町木屋(字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字苧扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千百二十四番地までの地域に限る。)、字美野尾(五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字〔お〕扱谷及び字楮原の地域に限る。)及び黒木町北木屋(字前田、字御明園、字枕谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
③	豊前市	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
④	嘉麻市	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畠及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。)及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
⑤	添田町	大字柵田(字粋ノ宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。)及び大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
⑥	築上町	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(利用者の居住地による区分)

下記地域に居住する利用者にサービスを提供しても、事業所の「通常の事業の実施地域」内であれば、加算を算定できません。
中山間地域等加算(5%)を算定する場合には、利用者から別途交通費を受領できません。

令和2年4月1日現在

利用者居住地	3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算該当地域（5%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	旧脇山村☆（早良区脇山1・2丁目、大字脇山、大字小笠木、大字椎原及び大字板屋）、玄界島、小呂島
3 大牟田市	全域
4 久留米市	旧水繩村☆
6 飯塚市	旧筑穂町◎
7 田川市	全域
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町☆
13 豊前市	旧岩屋村☆、旧合河村☆
16 筑紫野市	平等寺、柚須原、本道寺、上西山
19 宗像市	旧玄海町◎、旧大島村◎
23 うきは市	旧姫治村☆（妹川、新川、田籠、小塩）
24 宮若市	旧吉川村☆、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧上秋月村☆、旧高木村☆、旧秋月町☆、旧杷木町◎、旧朝倉町◎
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村☆、旧志摩町◎
29 那珂川市	旧南畠村☆
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山(櫛木地区、黒岩地区を含む。)、勝山、坂根
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村☆
49 香春町	全域
50 添田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

※ 上記以外の市町村には該当地域がありません。

☆の旧市町村は、昭和25年2月1日現在の市町村の区域です。

◎の旧市町村は、平成15~22年に行われた合併前の市町村の区域です。

久留米市健康福祉部介護保険課

育成・支援チーム

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

TEL: 0942-30-9247

FAX: 0942-36-6845

メール: kaigo@city.kurume.fukuoka.jp